

特許庁委託事業

アラブ首長国連邦における  
商標権取得・行使に関する制度概要調査

2016年6月  
独立行政法人 日本貿易振興機構  
ドバイ事務所  
知的財産権部

## 目次

第1章 - はじめに .....	3
第1節 - アラブ首長国連邦の知的財産法の概要.....	3
第2章 - アラブ首長国連邦の司法制度 .....	4
第1節 - 裁判所構成 .....	4
第2節 - 民事裁判所.....	4
第3節 - 刑事裁判所.....	5
第4節 - シャリア・イスラム法裁判所 .....	5
第5節 - 破棄院.....	5
第3章 - アラブ首長国連邦の現行法と手続き.....	6
第1節 - 統計 .....	7
第2節 - 登録商標についての要件.....	8
第3節 - 登録期間 .....	11
第4節 - 商標登録の流れ.....	12
第4章 - 商標登録出願.....	12
第1節 - 商標登録出願の作成 .....	12
第2節 - 商標登録出願 .....	13
第3節 - 商標登録出願の審査 .....	15
第4節 - 商標登録のメリット .....	16
第5節 - 公告及び異議申立手続.....	17
第5章 - 商標登録後.....	18
第1節 - 商標登録後の手続き .....	18
第6章 - エンフォースメント.....	20
第1節 - 法的措置 .....	20
第2節 - 行政措置 .....	21
付属1 - フローチャート.....	22
付属2 - 料金表.....	26

## 第1章 - はじめに

---

本資料は、アラブ首長国連邦(以下「UAE」又は「首長国連邦」と称す)における知的財産の法的枠組みと実践、商標登録流れ、商標登録後の改正の実践と手続きの流れを詳しく説明するハンドブックである。

本資料は、知的財産の問題は計りきれなく、益々重要になっていく現在経済状況のなか、UAEにおいて法制度が商標保護及び利用にどのような影響を及ぼしているかについて理解を促進することを目的としている。

商標の目的は、消費者の混乱を防ぐためには、商標、ブランドまたは製品が第三者に使用されないようにすることである。商標は、識別の方法として使用され、消費者は、商標権者が提供する製品や役務を認識して、ブランドが獲得した「グッドウイル」<sup>1</sup>とともに商標権者による品質を信頼する。この面で商標実務は商標権者にとっては極めて重要であり、UAEにおいて商標保護は非常に積極的に実施されている。UAEにおいてブランド所有者が増え続けている結果、商標やブランド保護は政府にとって最優先事項となっている。

### 第1節 - アラブ首長国連邦の知的財産法の概要

---

1992年に、UAEにはじめて知的財産法が制定され、知的財産をめぐる立法環境は、いままでの25年の長い道のりを歩んできた<sup>2</sup>。法律が大幅に進化してきただけでなく、国の知的財産法学も著しく進んできた。過去20年間を通して、法廷の多数の判例によって、法令の不作为が明らかになり、知的財産権所有の優先度の設定のような欠けていた特性も補充された。UAEにおいて知的財産法制導入は遅かったにもかかわらず、UAEは知的財産権保護のグローバルな舞台に立って、現在、知的財産法制、保護、及び、執行において地域の主要国の一つとなっている。知的財産分野でグローバルプレーヤーになった結果として、UAEは主要な知的財産多国間条約に参加して、連邦において関連法令も制定した。UAEは以下の国際知的財産権協定や組織の加盟国である：

- 工業所有権の保護に関するパリ条約；
- 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(以下、「TRIPS協定」)；<sup>3</sup>
- 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約；

---

<sup>1</sup> 商標の「グッドウイル」とは、商標に関する消費者の認識とこれにより生じる収益力を伴う固有の価値のことである。

<sup>2</sup> 連邦政府は国際知的財産基準を満たすために、1992年の法令を改正及び廃止して、2002年に新たな知的財産法を制定した。

<sup>3</sup> TRIPS協定は、世界貿易機関(WTO)の主要協定の1つである。TRIPS協定においては、WTO加盟国の遵守すべき知財保護の最低基準が設定され、文学的及び美術的著作物保護に関するベルヌ条約などの重要な国際協定の規定遵守を求めている。

- 1996年4月以降、世界貿易機関(以下「WTO」)の加盟国；
- 国連の知的財産機関である世界知的所有権機関(以下「WIPO」)の加盟国；

## 第2章 - アラブ首長国連邦の司法制度

---

UAEは、本質的には、フランス法、ローマ法、エジプト法及びイスラム法の影響を強く受けた民法法域である。以前の裁判判決を判例として承認するなどのコモンロー原則は一般的には認められていない。といっても、下級裁判所は、上級の裁判所の下した判決を適用するのは珍しくない。さらに、UAEを国際ビジネスの主要ハブとして見なす通説によって、紛争解決方法として法令や仲裁実務の人气が益々高まっている。

下記の節は商標法令施行における法廷の役割を描写するにはアラブ首長国連邦の司法裁判制度を簡単に説明する。

### 第1節 - 裁判所構成

---

UAEは連邦裁判所構造があり、最終的な控訴裁判所として知られる在アブダビの最高裁判所がある。UAEは連邦司法制度を有しているにもかかわらず、ドバイとラスアルハイマは連邦司法制度の一部ではありません。他の首長国とは異なって、ドバイとラスアルハイマは独自の裁判所制度をもって、在アブダビの最高裁判所の管轄対象外になっています。国際ビジネスの礎であるドバイ首長国は知的財産法のエンフォースメントについて一番進んだ、人気のある首長国になっていることから、本節ではドバイ裁判所制度に絞って記述する。

司法制度は民事、刑事、及びシャリア(イスラム法)という主要3部門から構成されている。ドバイの裁判所構造は、第一審裁判所、控訴院、破棄院から構成されている。第一審裁判所には、民事法廷、刑事法廷及びシャリア裁判法廷がある。

### 第2節 - 民事裁判所

---

ドバイの民事裁判所は、商事から海事紛争までの幅広い訴訟範囲を審理している。最初に、民事は第一審裁判所で審理され、その後、裁判官は判決を言い渡し、これに対して、当事者は民事控訴裁判所に控訴する権利を有する。当事者には、第一審判決日から30日以内に事実根拠及び/又は法的根拠をもって控訴する権利がある。

多くの他の管轄に対して、控訴裁判の段階では新しい追加証拠を提出して、新しい証人を要求することができる。控訴裁判所で判決が言い渡されると、当事者は破棄院の裁判所に上訴することができる。

ドバイにおいて上級裁判所となる通常5人の裁判官で構成される破棄院には、法律上の問題に関する論点しか提出することができない。

当事者は、控訴裁判所判決の通知を受けた日から 30 日以内に破棄院に上訴しなければならない。破棄院の判決の全てが、最終的であり、上訴することはできない。

### 第 3 節 - 刑事裁判所

---

民事裁判制度とは違って、UAE 全体においても、ドバイにおいても、刑事措置は犯罪が行われた地域管轄の地元警察に届けを提出することから始まる。警察は、調査中に、関与している当事者から申し立てを聞き取ることができる。通常、地元の警察は初期調査から 48 時間以内に検察庁に事件を付託する。しかし、公式に起訴のために事件を送致する前に、地元の警察は検察官に事件についてアドバイスを求めることができる。

事件は検察に送致されると、検察官は捜査を開始して、証人の申立を記録して、証拠収集及び分析を行う。その後、検察官は事件を裁判所に送致するか、または、公式な起訴をしないかを判断する。後者の場合として、犯罪遂行を証明する証拠が不十分である場合、検察官は通常、公式な起訴をしない。検察官は警察から事件送致を受けた日から 14 日以内に起訴するか不起訴にするかを決定しなければならない。検察官は決定を下すにはもっと時間を必要とする場合、裁判所に延長要求を提出することができる。延長要求を承認するか、又は拒否するかが専ら裁判所の管轄です。

### 第 4 節 - シャリア・イスラム法裁判所

---

シャリア裁判所は、UAE の民事及び刑事裁判所とは別に機能している。シャリア裁判所は、UAE におけるイスラム法裁判所で、イスラム教徒間<sup>4</sup>の民事を審理している。イスラム教徒でない者はどんな問題があってもシャリア法廷に出廷することはない。シャリア裁判所は離婚、相続、子供の親権、児童虐待、未成年者の監護権などの家族紛争を受理する排他的管轄権を持っている。UAE 法律体系に特定の規定が存在しない場合、イスラム教のシャリア教科書通りのシャリアのイスラム原理が適用される。

### 第 5 節 - 破棄院

---

破棄院は UAE における最上級裁判所であって、あくまでも法律上の問題に関する紛争を審理している。ドバイ首長国は独自の破棄院を持っているが、ドバイ、ラスアルハイマ以外の他の首長国においては、上告権は在アブダビの連邦最高裁判所に所属する。破棄院は主に二つの機能があり、一つ目は当事者のいずれかが訴えた事件を再審理する控訴裁判所として動いている機能と、二つ目は下級裁判所を管理する機能である。してみれば、破棄院は、下級裁判所の法律解釈と適用が正しく行われることを確かなものとするために、事件が控訴されたか否かを問わず、下級裁判所の判決を監督している。コモンロー司法管轄のように必須ではないが、下級裁判所は、破棄院の裁判所が定める法原則を遵守する傾向がある。

---

<sup>4</sup> 連邦レベルだけの場合、シャリア法廷は、アルコールの影響を受けて運転、又は、他のアルコール関連の犯罪、強姦、強盗などの特定の刑事事件の控訴を受理することができることに留意すべきである。

### 第3章 - アラブ首長国連邦の現行法と手続き

---

2002年7月31日発行の2002年第8号法により改正された1992年第37号アラブ首長国連邦法(以下、まとめて「商標法」)<sup>5</sup>は、この国の商標を規定する法律である<sup>6</sup>。商標法は、経済省(以下、「省」、又は「MOE」)によって管理されている。経済省は、商標関係の記録と出願処理を担当する、経済省の指揮下の別団体として商標局(以下「商標局」)を設立した。法律及び関連する全ての規則が、商標を構成するもの、および、どのような詳細が商標の要素として適切かを定めている。法律は経済省の管理下に商標登録部を設置し、その登録部は出願人が満たさなければならない商標登録出願の手順と要件を提供している<sup>7</sup>。

商標法は、ニース協定(以下「ニース協定」)が定める商品及び役務の国際分類に沿った商品及び役務に関する45区分の中で商標の登録を可能としている。UAEは、ニース分類と知られる商標登録分類のグローバルシステムを規定するニース協定の加盟国ではないが、ニース分類システムに一般的に従っている<sup>8</sup>。現在、アルコール類関連の商品及び役務を除いて、ニース分類の第10版が適用されている<sup>9</sup>。

商標を登録する目的は、マーク、ブランド、製品及び役務を、また、商標権者を、知的財産権のあらゆる侵害から守ることである。従って、UAEでの商標登録は、第三者による商標不正使用を防止し、消費者の混乱を防止する。下記で詳述するように、そのような保護は商標権侵害に対して罰則を課すことにも及ぶ。

商標法に記載の罰金は比較的弱い救済であり、一般的に商標権侵害の刑事訴訟によってのみ課される。裁判所は犯罪者を投獄及び/又は罰金を科す権限を持っているが、通常、罰金は再犯を十分に抑止できていない。特に、侵害者が模倣品の主要な取引者であって、経済的に強い状況にある場合は、そうである。商標法が定める罰則以外にも、下記で詳述するドバイ経済開発省(以下「DED」)や税関などの政府当局が実施するその他のエンフォースメントの仕組みもある。

一般的に、現在のアラブ首長国連邦商標法は大幅に国際TRIPS協定を遵守しており、裁判所は商標権者の利益を保護するため法律を展開する役割を果たしている。登録のプロセスは、高価でありながらも、非常にシンプルで、近隣諸国に比べて一番早いと考えられる。

---

<sup>5</sup> 以下のすべての一般的な法律参照は、アラブ首長国連邦商標法への参照である。その他の参照の場合、参照先の法律を明確に表示する。

<sup>6</sup> より深い考慮を必要とする商標法の側面が多々あり、GCCは、GCC諸国の統一商標法(規則)に関する2007年第52号連邦規則の形で更なる詳細を提供した。しかし、これはまだUAEでは発効していない。

<sup>7</sup> 商標法第5条

<sup>8</sup> 1957年6月15日の商標登録用の商品及び役務の国際分類に関するニース協定を参照。

[http://www.wipo.int/treaties/en/text.jsp?file\\_id=287532](http://www.wipo.int/treaties/en/text.jsp?file_id=287532).

<sup>9</sup> UAEで、アルコール飲料をカバーする33クラスで登録を確保することは不可能である。他のクラスにおいてもアルコール関連の製品や役務の保護を確保することはできない。また、公共政策に反するような豚肉製品、ギャンブル関連役務のような製品及び役務は、当局によって拒絶されることがある。

## 第1節 - 統計

本節では、WIPO が公表した UAE 経済省の出願件数及び登録件数<sup>10</sup>、ならびに、Al Tamimi & Company が UAE 経済省に提出した出願件数及び登録件数、を掲載する。<sup>11</sup>

### i. 世界知的所有権機関の商標情報 - 数年

アラブ首長国連邦への出願件数 - WIPO	
2011 年度の件数	10,504
2012 年度の件数	11,013
2013 年度の件数	16,348

アラブ首長国連邦の商標出願件数のランキング - WIPO	
出願件数ランク 2011 年度	66 位
出願件数ランク 2012 年度	116 位
出願件数ランク 2013 年度	106 位
出願件数ランク 2014 年度	36 位 (海外のみ)

アラブ首長国連邦の商標登録件数のランキング - WIPO	
登録件数ランク 2011 年度	95 位
登録件数ランク 2012 年度	114 位
登録件数ランク 2013 年度	112 位
登録件数ランク 2014 年度	38 位 (海外のみ)

### ii. Al Tamimi & Company 商標情報 - 2014 年度

アラブ首長国連邦の商標情報 2014 年度 - AL TAMIMI & COMPANY	
出願件数	685
登録件数	645
登録処理中件数	35
登録製品種類/型	1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44 & 45

<sup>10</sup> WIPO から提供された情報は 2016 年 3 月 20 日現在のものであり、今後変更されうることに注意。世界知的所有権機関による国別統計プロフィールを参照。

[http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country\\_profile/profile.jsp?code=AE](http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=AE).

<sup>11</sup> 経済省から全国の統計を取得する場合、料金が発生し、情報は保証されないことに注意。

## 第2節 -登録商標についての要件

---

本節では、商標法に従って UAE に適用される「登録商標」の意味を定義して、登録商標の定義を満たすための要件を記述する。

商標法及び関連する全ての規則は、「商標」の定義を定め、商標を構成しえない特質を規定する。法律は、商標登録出願をできる者の資格、有効な商標登録出願の条件、出願プロセスの手順、異議の手続きを規定する。

商標法に基づき、「商標とは、識別できる形を持った名前、単語、署名、文字、図形、図面、シンボル、タイトル、税スタンプ、シール、絵、碑文、広告やパックやその他のマークか又はそれらの組み合わせであり、識別できる製品及び役務に使用又は使用するつもりのあるもの、又は、役務の実績を表示、又は、製造、選別、販売の形で、製品及び役務は商標権者に所有されていることを表示するのに使用されるものである。それに付随する場合、音も商標の一部と見なされる。」<sup>12</sup> 本定義に従って、識別できる特質があれば、商標登録が可能である。

識別性は、「一般的」および「記述的」なマークから、「本質的に識別可能」なマークに亘るスペクトルの中で判断される。本質的に識別可能な商標は保護されるべきであり、任意の及び/又は記述的な商標はその所有者、製品及び役務を示すと知られている場合は保護を受け、一般的な商標は保護を受けることができない。

商標法は、商標登録ができない構成要素の詳細や条件を定めている。以下の特徴は、商標あるいはその構成要素として登録不可能である：

1. 標章が、識別可能な特質を欠いている場合。又は、製品、商品、役務を単に指定するものに過ぎない場合。又は、その製品、商品、役務の単なる一般的図面、絵に過ぎない場合；
2. 標章が、公共道徳や秩序に違反、又は、冒涇している場合；
3. 当局の許可を得ていないにも関わらず、標章が、国家、アラブ組織、又は国際組織に属する公共のエンブレム、旗、その他のシンボルの要素を含むか、模倣している場合；
4. 標章が、赤新月、赤十字、又は、その他の同様のシンボルの要素を含むか、模倣している場合；
5. 標章が、純粋に宗教的な特質のシンボルと同一または同様である場合；
6. 標章が、商品、製品や役務の供給源若しくは製造元に関する混乱を起こす可能性のある地名を使用している場合；
7. 標章が、許可なしに、第三者の名、姓、写真又はエンブレムを使用している場合；
8. 標章が、出願人が合法的に所有していることを証明できない名誉称号を使用している場合；

---

<sup>12</sup> 商標に関する連邦法 1992 年第 37 号第 2 条

[http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=209292](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=209292) [以下では「商標法」].

9. 標章が、商品、製品や役務の供給源若しくは製造元又はその特質に関する不正情報をもって、又は商号模倣及び偽造を使用している場合；
10. 標章が、関与を禁止されている個人又は法人に所有されている場合；
11. 標章が、特定の区分における登録の結果として、他の製品や役務の価値を減損させる場合；
12. 標章が、「特権」、「登録」、「登録図面」、「著作権」、「模倣は偽造である」又は同様な単語やフレーズを含んでいる場合；
13. 標章が、国内および外国の装飾品や紙幣及び貨幣を含んでいる場合；
14. 標章が、有名な標章又は以前に登録された商標の翻訳であって、一般消費者を混乱させる場合；<sup>13</sup>

「商標」は審美的観点から要件は正確に決まっていないが、商標が視認可能なサイン若しくは図面を持たなければならないということは、一般的な要件である。

#### *i. 周知商標*

前述したように商標法は、登録できない特徴及び条件を指定する。登録不可能な標章として、出願人が正しい所有者ではないことがわかった場合又は所有者の許可がない場合、周知商標も登録できない<sup>14</sup>。そのため、周知商標を登録できるのは、その所有者又はその代理だけである。

商標法によって、商標が元の登録国の国境を越える国際的な評判を得ていると考えられるかどうかの判断をするためには、「公衆の関連セクターにおける商標の知識や認識の程度」<sup>15</sup>を決定するのが不可欠である。商標使用が保護を受けようとする製品や役務とオリジナルの商標権者の製品や役務との関連性を暗示する場合、又は、その商標使用がオリジナルの商標権者の利益を損うおそれがある場合は、周知商標で識別されるのと同じでない製品や役務を識別するために、周知商標を登録することはできない<sup>16</sup>。商標法は、周知商標の無許可使用について扱っていないが、法律の文言を解釈すれば、使用を禁止していると見ることができる。

さらに、同法は、その登録が標章で識別される製品及びこれに同様の製品の一意性に関して消費者に混乱を招く場合、周知商標や以前に登録された商標の翻訳で構成される標章の登録を禁止している。

---

<sup>13</sup> 商標法第3条

<sup>14</sup> 商標法第4条第1項

<sup>15</sup> 商標法第4条第2項。

<sup>16</sup> 商標法第4条第3項(a-b). 工業的所有権に関するパリ条約 第6条の2 (1883年3月20日)

<http://www.wipo.int/treaties/en/ip/paris/>

## ii. イスラエル製品不買規則

イスラエルとの地域的な混乱した関係の結果として、UAE の法律及び政策によって、UAE は近隣諸国とともに、アラブ諸国のイスラエル製品不買規則を施行した。その結果、アラブの個人や法人の全ては、イスラエルの国籍所有者や居住者<sup>17</sup>との直接的又は間接的な取引、および、イスラエルの目的追求<sup>18</sup>を支援する個人や法人との直接的又は間接的な取引を禁止されている。その製品不買規制は産業財産保護に障害となる可能性がある。湾岸諸国の全ての商標法により、イスラエル製品不買規則のリストに載っている個人及び法人による商標登録は拒否すべきこととなっている。イスラエルのマーク及びシンボルに似たような商標さえも登録されない<sup>19</sup>。しかし、本規定の適用は国ごとに異なる。

## iii. イスラム(シャリア)法と商標の関係

UAE は商標法を可決し施行したが、商標は、イスラム法(シャリア法)のもとにありその影響を受ける論点であるとされている。シャリア法は、イスラム法のルールに言及するだけでなく、正義と公正の概念をもって、全体のイデオロギーを包含して、一括して神の律法を総合的に創っている。シャリア法源には、コーラン、スンナ<sup>20</sup>、イジュマー<sup>21</sup>、及び、キヤース<sup>22</sup>が含まれる。

シャリアの下で、世俗的法律と同様に、商標の私的所有は許可されている。したがって、商標権者は、知的財産を所有し、それによる利益を受け、それを売却することができる。イスラム法の下で、知的財産権の解釈は多数あって、コーランは無形のもの私的所有を明らかに定めていないと主張する厳格な見方もあるが、下記で詳述する一般的な解釈もあることに注意すべきである。

知的財産権は、シャリア法により公的及び私的両方で保護されている。公的な面で、イスラム法による保護の論理は、社会内で知識及び技術革新の移転を促進することによって社会的、経済的、文化的、科学の進歩を促すことにある。私的な面では、主な保護の理論は、一定の期間において創造的な仕事に使うための排他的使用権を与えることによってイノベーターに報い、彼らの収益権は仕事への責任の前提に基づいている。

シャリア法による特別な知的財産の規則(商標規則を含む)は、非常に直接的である。まず第一に最も重要なのは、保護される知的財産の対象は、ハラムであるか、又は、許可されていなければならない。知的財産は金銭的権利であり、お金をハラム又は禁止された手段により取得することができないからである。保護は、預言者を扱う作品又はイスラム法及び論理に反している作品には拡張されない。イスラム法は、そのような作品を知的財産として認めておらず、預言者ムハンマド(PBUH)についての嘘を含む作品はハラムであるとして法的保護を受けることはなく、金銭上の権利を生じさせない。

---

<sup>17</sup> 第一レベルとして、法律は UAE でイスラエルの全種の商品や製品、交換または所持を禁止している。イスラエルボイコットに関するアラブ首長国連邦連邦法 1972 年第 15 号第 2 条を参照。

<sup>18</sup> 第二レベルとして、アラブ首長国連邦 (UAE) におけるボイコット法は、イスラエルの名義で、あるいは、イスラエルの利益のために個人又は法人に直接的又は間接的にイスラエルの団体又は個人居住者との契約締結を禁止している。同法第 1 条

<sup>19</sup> 商標法第 24 条。

<sup>20</sup> 預言者ムハンマドの集団的実践と教え (PBUH)

<sup>21</sup> イスラム教徒のコミュニティの法学者の全会一致の合意。

<sup>22</sup> 新しい環境に対する議論の余地のないルールを拡張するために使用される厳格な類推。

ハラル対象の概念に関して、さらに、シャリア法によって後記の製品がハラム対象となっているから、UAE では、第 33 類(ビールを除くアルコール飲料)、第 32 類のうちアルコール飲料、第 29 類のうち豚肉製品の商標を登録することが禁止されている。知的財産への尊重と権利者に対する配慮はイスラム教徒にとっては義務付けられ、知的財産権違反は禁止されている。イスラムの教えによって、人々はお互いに他人の財産を不正な手段により使用してはならない。したがって、誰かが知的財産権者の同意なしに彼の権利を侵害した場合、権利者に補償して彼の権利を復元しなければならない。

### 第 3 節 - 登録期間

---

出願が登録されると、商標は 10 年間に亘って保護される<sup>23</sup>。登録は 10 年間おきに更新可能である。更新の申請は、有効期限が切れる前の年に提出しなければならない。商標権者が期限内に更新しない場合、経済省は期限が切れてから 1 月以内に商標の有効期限切れについて所有者に通知する。有効期限切れの日から、商標権者は登録更新のために、3 ヶ月の猶予期間が与えられ、その後、登録が自動的に登録簿から抹消される。

#### *i. 権利不爭義務*

商標が登録されると、商標権者は商標の使用権を排他的に有する。権利者は登録後 5 年間に亘って、UAE において登録済みの商標を使用してきた場合、その商標権は議論の余地のないものとなる。つまり、登録から 5 年間後、商標登録の有効性及び所有権は絶対的なものとなる<sup>24</sup>。第三者が以前に起訴して勝訴した場合を除いて、商標権者は争うことのできない所有権を持っている。しかし、他方では権利者が登録後 5 年間に亘って商標を使用していない場合、管轄の民事裁判所は登録簿から商標を抹消するように命ずることができる<sup>25</sup>。

#### *ii. 経過措置としての優先権*

UAE において商標を有する個人又は法人、あるいは、商標を使用している個人又は法人は、商標法の施行の日から一年以内に限り登録について第一に優先されたため、この期間内に登録すべきであった。それゆえに、登録出願がなされない限り、商標の所有者は、適時に標章を侵害するような登録に異議を申し立てるため、官報や新聞を監視する必要がある。

商標法には先使用主義に関する規定を定めていない結果、登録商標の権利者の権利保護と未登録の商標の先使用者の権利保護との間に不均衡と不安定が生じている。

---

<sup>23</sup> 商標法第 19 条

<sup>24</sup> 商標の絶対的有効性は、登録後 5 年間に亘って所有か不使用の理由に基づいて議論の対象となる。

<sup>25</sup> 裁判所は、職権で商標の取消しを命じることができるか、又は、登録簿からの除去のために、その商標が連続的に 5 年間に亘って使用されていないことを第三者は通知することができる。

## 第4節 - 商標登録の流れ(フローチャート)

---

アラブ首長国連邦における商標登録手順を説明するフローチャートを、付属1に添付されている。

## 第4章 - 商標登録出願

---

### 第1節 - 商標登録出願の作成

---

#### *i. 調査*

商標登録出願をする前に、クリアランス調査を行うよう強くお勧めする。クリアランス調査によって、第三者が既に先行権を有する商標を登録出願することによる、出願人の時間及び費用の浪費を防ぐことができる。調査によって、競合する可能性のある商標及び混乱させるほど似た商標の存在が明らかになる。

商標局は、登録済みの商標を検索できるデータベースを保持している。

2002年に改正された商標法は、経済省が、新たな商標を登録する前に、以前に同一又は類似の商標が登録されていないか、新たな商標の使用が登録済みの商標との販売上の関係を示していないか、又は、登録済みの商標の権利者の利益を損なうことがないかを調査するよう要求している。もし、同区分において同一又は類似の製品又は役務用に同一又は類似の商標が登録されている場合、経済省は両方の当事者間の和解か裁判所での判決までは全ての出願を保留する。

#### *ii. 連想又は混乱の可能性*

商標法は、一定の状況では、UAEに以前に登録された商標と同一又は類似の商標を登録することを禁止しているため、商標登録出願をする前に商標調査を行うよう強くお勧めする。同製品及び同役務について同一又は類似の商標、あるいは、異なる製品及び役務についても、もし、そのような商標がその製品及び役務との関連性を表示して、そのような連想が登録済みの商標の権利者の利益を損なう可能性がある場合、登録が禁止される。

経済省は、既に登録されている商標との混同を防ぐために、商標を定義づけて明確にするために必要と考えられる制限や修正を課す権限を持っている。その場合、又は、商標の登録を拒絶、又は、制限や修正を満たすまで登録を保留する場合、経済省は書面にてその決定の理由を出願人に通知する。

#### *iii. 登録費用*

2016年1月の時点での単一区分の単一商標登録費用明細は、付属2に添付される。これには、調査、登録及び弁護士費用などの公式手数料及び専門家報酬も示されている。国際的にみて、UAEは商標登録費用の最も高い国である。

以下は、商標登録にあたっての主な公式手数料の要約が載っているが、付属 2 の料金表詳細を調べるよう強くお勧めする。

手続き	料金
単一区分における商標調査	AED 500
単一区分の商標登録出願	AED 1,000
代理人委任状印紙	AED 2,000
法務省印紙	AED 50
登録手数料	AED 10,000
公告費用	AED 1,700

## 第 2 節 - 商標登録出願

商標登録の手続きは、商標法とともに制定された施行規則によって規定されている<sup>26</sup>。商標登録の要件を詳述する前に、商標登録出願は、UAE でライセンスを所有する商標代理人又は商標所有者自身がどちらか提出しなければならないことに注意することが重要である<sup>27</sup>。

商標登録のための、出願に対する要件は下記の通りである：

1. 出願人の名、姓、職業、商号(あれば)。法人の場合は、商号、法的地位及び目的を記載しなければならない。
2. 出願人の国籍、住所、職業。
3. 商標の簡単な説明。特殊な色又は色の組み合わせを要求していない場合、全色パターンとして登録されると判断される。商標には外国語の単語が入っているのであれば、アラビア語への公式翻訳を願書に添付しなければならない。外国名は音訳されるべきである。商標は、アラビア語、ラテン語、又は、その両方で登録することができる。
4. 商標登録の対象となる、ニース分類システムに記載されている商品や役務の各区分別の、商品及び役務の一覧。
5. 商品や役務を識別するために使用される商標のための、登録住所（例えば、代理店又はディストリビューター）又はプロジェクト住所。

<sup>26</sup>商標に関する 1992 年の連邦法 37 の関連の規制を制定する閣僚決議 6、条 5 (1993)。

<sup>27</sup>所有者は国籍をもって、または管轄区域に所在する場合に限って出願書を自分で提出することができます。したがって、実用的な観点から、UAE でライセンスを持っている商標代理人を通じて商標出願を提出することをお勧めします。

6. 商標局が登録関係の書類を送付できる UAE における商標代理人の住所。

上記の要件に加えて、施行規則が定める追加必要書類は下記の通りである：

1. 各区分の商標の複写 20 枚。複写サイズは 6 x 6 センチ、と 8 x 8 センチの間。
2. 商標代理人の委任状。これは、公証人、出願人の国の管轄機関及びその国にある UAE 大使館にて認証されなければならない。公証人が署名者の署名の正当性を確認しなければならない。ドバイやアブダビの商標代理人は、UAE 外務省によって認証を受けなければならない。
3. 商業登記簿における正式に認証された登記証明書。
4. 何らかの理由で優先権を必要とする場合は、出願人の国または第三国における商標登録証を提出しなければならない。しかし、登録証の提出は、問題を明確にして、手続きをスムーズに進めることに役立つ。
5. 商標の現在の使用状況又は使用目的を記載する申告書。申告書には商標がカバーしようとする製品や/又は役務の一覧を記載しなければならない。

#### *i. 商標代理*

商標出願の要件に従って、出願は商標代理人又は商標所有者によって行わなければならない。UAE は、商標代理人に対して規制手続きを課しており、代理人は経済省にて登録しなければならない。登録しないと、第三者に代わって商標登録出願を提出することができない。

商標代理人として認証を受けるには、個人又は法人は商標代理人登録簿に登録され、下記の要件を満たさなければならない：

1. 完全な適格性を有している；
2. 認証済みの大学からの学位を持っている；
3. 商標代理社として登録された会社、又は、以前のシステムの下、貿易ライセンスを持って運営された会社にて少なくとも 2 年の勤務経験；
4. 代理人の名誉及び律儀に疑義を生じさせる犯罪のために起訴されたことがない；

代理人が法人である場合、会社の社長が上記の要件を満たさなければならない。同社が UAE 国外にある場合、母国において商標代理人として登録しなければなりません。代理人として登録するには、会社は下記の書類を提出しなければならない：

1. 認証された登記簿謄本；

2. 認証された現地の商業ライセンスのコピー；
3. 認証された UAE における支店運営の決定に関する社内文書のコピー；
4. 同社のリース契約のコピー；
5. UAE において運営中の会社の支店の一覧

#### *ii. 登録に必要な資格*

商標法によって、下記の者は UAE に商標登録することができる：

1. UAE 国籍所有者、又は、UAE の会社（貿易、工業、手芸、又は役務部門で活動）；
2. UAE 国籍所有者でない者、又は、UAE 国外の会社（UAE、又は UAE の国籍所有者及び UAE の会社に対して最恵国待遇を実施している国において、貿易、工業、手芸、又は役務部門で活動）；
3. UAE の公法による法人。<sup>28</sup>

#### *iii. 同時出願*

二人以上の者が同時に同じ製品及び役務の区分について同一商標又は類似商標、あるいは、同クラスの類似製品又は役務について商標登録出願する場合、UAE の商標法によって、登録は一人のみの名義で行われる。他方の出願人が一方の出願人にその権利を譲ってから、登録が行われる。

### **第 3 節 - 商標登録出願の審査**

---

商標登録の審査は、特に近隣諸国に比べて比較的迅速である。代理人が商標出願に必要な書類全てを受け取った後、経済省のデータベースにおいて同一又は類似商標の調査を行うには 1-2 日間程度かかる。調査の結果に問題がない場合、すなわち、商標出願人が商標を修正したり、何らかの理由で第三者を追及したりする必要がない場合、出願可能である。出願から登録までは 18-24 ヶ月間程度がかかる（異議が申し立てられた場合は別）。

商標出願の要件は上記で詳細に述べたとおりである。法律事務所はクライアントから指示を受け、必要な書類全部と口座への送金を受け取ると、商標調査に入る。経済省商標局のデータベースで商標調査を行って、その結果をクライアントに通知する。調査結果と商標登録の可能性をクライアントに通知した後、願書を提出して、商標局はその処理を開始する。

---

<sup>28</sup> 商標法第 6 条.

審査の目的は、商標登録が可能なのか、その出願は登録が禁止されていないか、登録済みの商標と競合していないか、商標の受入の前に拒否又は条件をあげ、商標が示す製品及び役務の説明を確認することにある。審査期間は 2-4 ヶ月間であるが、商標局での出願数にもよる。

商標局は、商標出願の審査を方式段階と実体段階の二段階で行う。方式段階では、出願人が必要な書類全部および料金を提出したかを調べる。実体段階では、商標について絶対的理由及び相対的理由を評価する。相対的理由については、既存の商標が登録されていないかを調べて、絶対的理由については、商標が識別力不足でないか、又は、公の秩序及び商標法第 3 条に記載されたその他の禁止事項に反していないかを調べる。

商標局は、商標出願の承認又は拒絶に関するレポートを送付する。商標出願の承認後、商標の詳細をアラビア語の二つの現地新聞や月刊の商標雑誌にて公開しなければならない。他方、商標局は、法律で徹底的かつ明瞭に詳述されていないさまざまな理由で登録を拒否することができる。その理由の中には、その商標が他の商標と同一又は混乱させるほどに類似であるとか、商標が識別力を欠いているとか、又は、公の秩序に反しているという理由がある。

商標局の決定は、商標委員会に上訴することができる。商標委員会は、商標局と同じ理由について調査する。商標委員会が採否の決定をくだすと、拒絶の場合には、管轄の裁判所に上訴することができる。そのプロセスを下記で詳しく述べる。

最終的に、商標出願が受理され、登録に移行した場合、商標局は登録料の支払いを確認して、登録証を発行する。登録証には、登録番号、商標権者、及び、商標自体の詳細といった商標に関する重要な情報が記載される。登録によって、商標権者は商標の排他的使用権を取得して、消費者が混乱を起こす類似製品に関する同一又は類似の商標の使用を防止することができる。

#### 第 4 節 - 商標登録のメリット

---

UAE での商標登録には、沢山のメリットがある。法律が定める知的財産権所有者の保護はその一つである。商標登録によって UAE における保護が保証される、すなわち、七つの首長国全てをカバーする。商標の所有権を示す貴重な証拠と考えられ、先行する権利を追及するために登録簿を調査する者にとっては参考になる。さらに、登録後 5 年間に亘って連続的に使用していくと、商標の所有権が争うことのできないものになる。

税関登録簿に登録する前、また、行政執行機関に権利を登録する前には、商標登録をしなければならない。これは最終的に所有者の保護を一層高める。

商標登録によって商標保護だけでなく、登録済みの商標によってライセンス契約を結んで、ロイヤリティ料金を獲得することを可能とする。

さらに、商標法によると、UAE における登録商標は、消費者における混乱及び所有者の利益に対する損害を防止するために、これに関連する製品及び役務に関係する同一又は類似の製品及び役務と識別できるよう同一又は類似の商標の使用を防止することができる。

## 第5節 -公告及び異議申立手続

---

出願が承認されると、商標局は経済省発行の公式商標雑誌である官報及び2つの日刊新聞に下記の情報を掲載する：

1. 出願人の名前、国籍、職業、及び、出願人の居住地；
2. 商標のコピー；
3. 登録番号；
4. 適用される製品及び役務の区分と、その商標の登録が必要とされる商品、製品、又は役務の申立；
5. 商標を使用すると称する販売店またはプロジェクトに関する詳細。

官報において上記の詳細が公開されてから30日間以内に、任意の関係者は出願に対して商標局に正式な異議を申し立てることができる。<sup>29</sup> そして、商標局は、異議申立を受理してから15日間以内に、商標出願人に異義に関して通知する。この段階で、通知書を受け取ってから30日間以内に、異義に対して書面にて答弁書を提出する。出願人が答弁書を提出しない場合は、出願は放棄されたものとみなされる。

異議申立書、又は、答弁書が提出される場合、それらは両方とも商標局に提出されなければならない。商標局は、異議申立の手続きに当たって当事者双方を聞き取って、決定をしなければならない。

商標に対する異義申立は任意の関係者によって省に提出することができる。異義申立に必要な書類は下記の通りである：合法化又は公証された委任状、異義根拠を記載する申立書。異議申立理由には先使用のような幾つかの理由が想定される。<sup>30</sup> 異議申立が受理されると、15日間以内に出願人に通知される。出願人が異議申立に対する答弁書を提出しない場合、商標出願は放棄されたものとみなされる。他方で、出願人が異議申立に対する答弁書を提出する場合、それは30日の期間内に行わなければならない。

公聴会は経済省で行われ、当事者双方に自分の意見を主張する機会を与える。その公聴会で使用される商標証明書、広告資料、販売証明書、貿易ライセンスなどの証拠をアラビア語で経済省に提出しなければならない。

法律専門家が書類及び証拠を審議し決定を下す。書面にて決定が発行されると、いずれかの当事者は、法律専門家の決定を15日間以内に商標委員会に上訴することができる。委員会は同様の手順で決定を下すと、これに対しては民事裁判所に上訴することができる。上訴の手続きは民事訴訟と同様である。

---

<sup>29</sup> 商標法第14条。

<sup>30</sup> UAEにおいて同一又は同様の製品について異議申立人が先使用している等、優先権の問題があるときに先使用という根拠が使われる。

## 第5章 - 商標登録後

---

登録商標に与えられる保護によって、商標の所有者は、侵害者に対して自分の権利を行使するため、その登録に基づいて裁判所に民事訴訟することを可能にする<sup>31</sup>。

### 第1節 - 商標登録後の手続き

---

#### *i. 登録商標の修正*

登録商標の所有者は、いつでも、経済省に、登録商標に所属する商品又は役務に関連する情報を修正又は追加する申請を提出することができる<sup>32</sup>。また、その修正が商標の本質に影響しない場合、所有者は商標自体の修正及び追加を行うこともできる<sup>33</sup>。

#### *ii. 登録商標の取消*

「取消」という用語は、明示的に商標法で定義されていないが、一定の状況で商標を取り消すことが可能である。商標の取消が可能な要件：

- a. 商標の登録が違法又は不正に行われた場合；
- b. 未使用の場合<sup>34</sup>。

商標法は、商標が不正に登録された場合、商標の取消を可能にする。同法は「不正登録」の定義を与えていないが、多くの場合は先行使用論又は不誠実が取消手続開始の根拠となる。また、商標は連続して5年間に亘って使用されている場合は、その商標の有効性は議論の対象にはなりえない<sup>35</sup>。これは、商標登録の取消の可能性に関する明確な法定の制限で、登録権利者の権利および未登録マークのユーザーとの間のバランスを提供するために使用される。

商標が正常に取消されると、この情報は省発行の商標公報と UAE のアラビア語の日刊紙新聞に掲載しなければならない<sup>36</sup>。

#### *iii. ライセンス*

商標権者は、商標使用権を第三者にライセンスすることができる。商標ライセンスとは、「ライセンサー」というふうに知られる商標権の所有者と、「ライセンシー」として知られる第三者との協定又は契約であって、商標権の所有者は第三者に商業目的で商標使用を許可するものである。商標をライセンスするには合法化した契約書としてライセンス契約を作成しなければならない。

---

<sup>31</sup> 知的財産権の貿易関連の側面に関する WTO 協定、第 16 条第 1 項を参照（1994 年 04 月 15 日）  
[https://www.wto.org/english/tratop\\_e/trips\\_e/t\\_agm0\\_e.htm](https://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/t_agm0_e.htm).

<sup>32</sup> 商標法第 18 条

<sup>33</sup> 商標法

<sup>34</sup> 商標法第 21 条

<sup>35</sup> 商標法第 17 条

<sup>36</sup> 商標法第 25 条

<sup>37</sup>UAE 国外で実行されたライセンスは、当該国の UAE 大使館又は領事館で合法化され、UAE 外務省が印を押さなければならない。ライセンスは外国語の場合、アラビア語に翻訳しなければならない。

ライセンスの有効期限は、商標登録の有効期限を越えることができない。<sup>38</sup>時折、ライセンス契約には、異なる登録のいくつかの商標が記載され、異なる登録日及び異なる登録期間を記載することができる。ライセンス契約には、異なる日付の商標登録が入っている場合、現在の登録を示すためのライセンス契約をアップデートし修正することがとても重要である。

ライセンス契約には、排他的又は非排他的なものがある。排他的ライセンス契約とは、ライセンサーは、排他的ライセンスがカバーする範囲内の権限を他のライセンシーに許諾しないことに同意を示す契約である。従って、商標ライセンスは唯一のライセンシーに限られる。非排他的ライセンス契約では、商標所有者は同じ商標の使用ライセンスを二人以上のライセンシーに許諾することができる。非排他的ライセンス契約によって、ライセンサーは商標を自分で使用するか、他者に譲渡するか、又は、両方を使う権利を保持する。ライセンス契約が排他的であるか否かに言及していない場合、商標ライセンスは非排他的であるものとみなされる<sup>39</sup>。省に登録及び公開されるまで、ライセンス契約は有効にならない<sup>40</sup>。

当事者のいずれかが商標ライセンス契約を解除したい場合、ライセンス登録(省におけるライセンス契約登録)を取消すことが可能である。当事者が決めた契約の規定に従って、ライセンス登録を取消すことができる。また、ライセンス及び/又は商標登録の期限が切れると、登録を取消すことができる。一方の当事者だけが登録を取消したい場合は、省は他の当事者に通知して、それから 30 日以内に取消に対する異義を申立てることができる<sup>41</sup>。

#### iv. 譲渡

商標所有者は自分の権利を第三者に譲渡することができる<sup>42</sup>。使用権だけを移転するライセンスとは違って、譲渡の場合は、所有権も移転されることに注意すべきである。商標譲渡はビジネス売却のときによく使われている。商標はそのビジネスが提供する製品及び役務に密接な関係をもつことが多く、商標がなくなるとビジネスの評判が損なわれ、又は、そのビジネス以外にはその商標の関係性もないからである。ライセンス契約と同様、譲渡契約も当事者の同意の証拠として省に登録しなければならない。

商標出願の譲渡の場合、譲受人は譲渡関係の書類及び公証された委任状とともに登録申請書を提出しなければならない。商標出願の譲渡について公告の義務はない。しかしながら、登録商標の譲渡の場合、譲受人は、必要な様式、及び、譲渡を証明する法的譲渡関係書類を、委任状とともに提供しなければならない。譲渡に関する情報を商標公報及びアラビア語の日刊紙新聞二つに掲載しなければならない。

---

<sup>37</sup> 商標法第 30 条.

<sup>38</sup> 商標法

<sup>39</sup> 商標法

<sup>40</sup> 商標法第 31 条

<sup>41</sup> 商標法第 33 条.

<sup>42</sup> 商標法第 27-28 条.

## 第6章 -エンフォースメント

---

商標権侵害に対する UAE におけるエンフォースメントは、実際には非常に稀である。首長国において、経済省は、反侵害レイドを実施するために、関係当局と協力しており、そのレイドは模倣行為者の逮捕や無許可商品の押収に繋がる。商標保護のエンフォースメントで起訴された組織は、明確な模倣事件では行動しようとするが、見かけ上の類似又は並行輸入の事件の場合はあまり行動しようとならない。

商標法は、商標侵害罪の場合、罰則を課す。有罪判決を受けた犯罪者は、禁固及び/又は 5000 ディルハム以上の罰金を課される。裁判所は、事業所の閉店を命じ、侵害者の負担でその判決の公開を命じる権限を持っている。商標法によって、商標所有者は商標権侵害の結果として被った損害の賠償を求めることができる<sup>43</sup>。裁判所は、侵害者は有罪であったか、無罪であったかにかかわらず、犯罪で使用された押収済みの製品、設備及び機械を廃棄するよう命令する権限を持っている。

### 第1節 - 法的措置

---

UAE には、政府機関との関わり合いに入る前に、弁護士を通じて執るべき法的措置がいくつかある。商標権侵害に関わる問題を裁判所まで持っていく前に、友好的に解決するようにお勧めする。状況に応じて、商標権侵害の場合、法的通知から始めることがよくある。

法的通知は、所有者の商標を侵害する製品を在庫及び販売している店舗に対して行うことができる。店舗所有者が違法行為をすぐに止めるようもとめるか、さもなければ、他の法的措置を執ることができる。その通知は、法律事務所経由でファクスか書留郵便にて送付され、又は、より大きなインパクトを与えるため、裁判所の執行官を通じて送付される。通常、法的通知は英語とアラビア語の両方で送付される。

法的手段の別オプションは、警戒通知の掲載である。この通知は、一般的に UAE のアラビア語と英語の主要新聞に掲載され、商業関係者に模倣品を扱わないように警告し、人々にオリジナルと模倣品との区別仕方を教え、オリジナル製品の権利者が行動を起こす意志があることを顧客に見せるという効果がある。

これらの法的手段が成功しない場合、商標の所有者は、その侵害の特徴的事実に応じて、民事または刑事措置を検討することができる。

### 第2節 - 行政措置

---

商標法によって、侵害者がドバイ首長国に所在している場合は、ドバイ経済開発局(以下「DED」)に訴状を提出することによって、商標権侵害に関わる者に対して、行政措置をとることができる。行政措置は、アブダビ、シャルジャ、ドバイ、そして最近になってラスアルハイマ、の首長国に限って、可能である。DED は、商標侵害の構成の法律上の定義に限らず、商標権侵害に対する行政措置の全ての手続きについて、商標法を遵守している。

---

<sup>43</sup> UAE 民法は被った損害の賠償に関する規定も制定している。

訴状及び公式手数料とともに、本物の商標及び侵害する商標のサンプルを提出しなければならない<sup>44</sup>。DED が行政措置を実行するためには、関係の商標は UAE 国内に登録されていなければならない。担当官は、訴状を検討して、サンプルを検査して、侵害商標がオリジナル商標に同一又は同様である場合に、アクションを起こす。しかし、侵害製品が見かけ上似たようなものである場合、関係当局が躊躇して、行動を拒否することもよくある。

もし商標権侵害のケースであれば、訴状受理後 2-3 営業日以内に、DED は侵害者に予告なしにレイドを行う。レイド時には、検査官は、敷地内の在庫移動を禁止して、調査に入る。検査官は敷地内で見つかった侵害品を押収して、製品の在庫明細を作成して、物品の移動又は処分を禁止する令状を発行する。その後、検査官は、店舗所有者がインボイスやその他の関連証拠を持って DED に出頭するように召喚状を発行する。

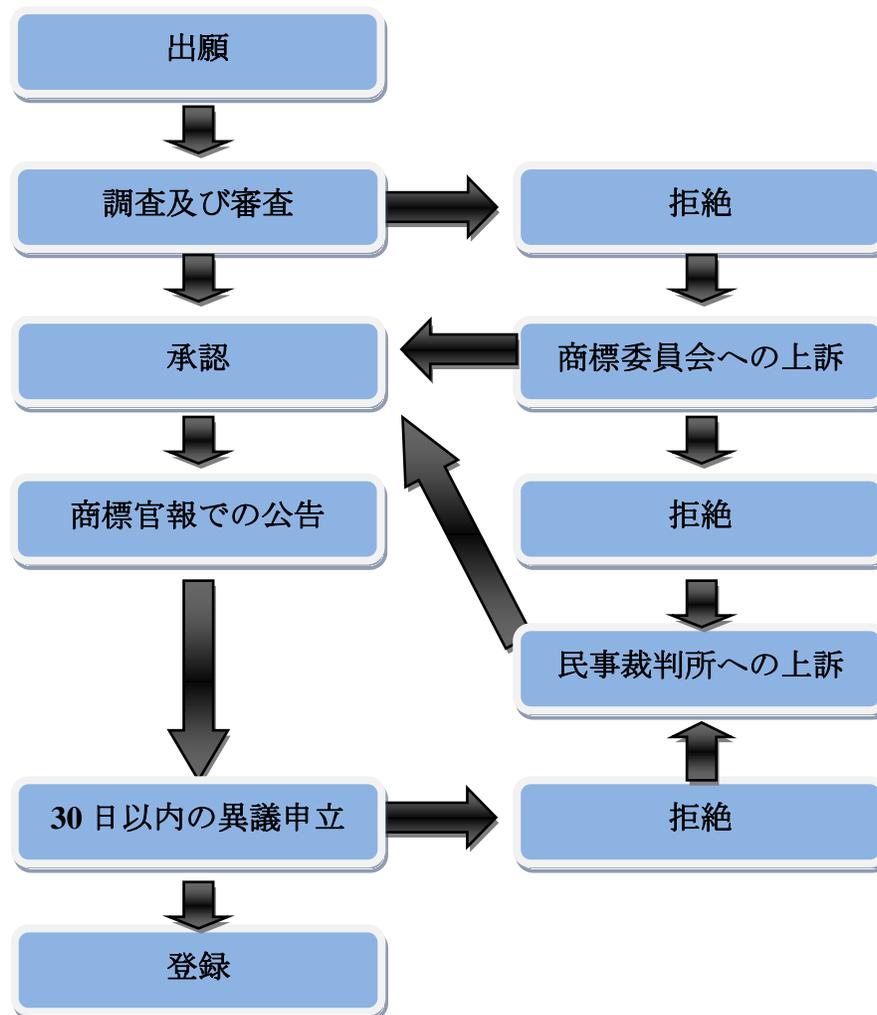
DED は侵害者が商標権侵害について有罪であると結論づけた場合、下記の罰則を課することができる: 模倣品の押収、侵害者に対する罰金、および/または、刑事訴追のための検察官への事件送致。

首長国の国境及びフリーゾーンで可能なその他の行政措置は、税関によるものである。商標法は、税関国境での商標権侵害に対するエンフォースメントのメカニズムを明示的には提供していないが、各首長国の税関当局は入国の際、侵害の疑いのある製品を押収することを可能とする税関規則を有している。

税関への登録と商標登録は、商標の不正使用の抑止に役立つ。さらに、これによって、警察や他の機関を通じてのエンフォースメント措置をとることを可能にする。関連する税関当局に登録すると、税関職員は国境にて出入りする荷物をモニターする。税関職員は商標権侵害事件の疑いのある場合、商標権者又はライセンスのある代理店に通知して、前述した DED と同様なアクションを行う。DED とは違って、ドバイ税関は、押収、又は、裁判所によって判決を受けた模倣品の廃棄のための標準的な手順を有していない。

---

<sup>44</sup> 関係当局に提出した訴状は、純正品の製造者またはその正規の法定代理人が提出しなければならない。



付属 2 - 料金表

	Official Fee		Service Charges			
	\$US	AED	\$US	AED		
<b>Search Charges</b>						
Conducting a search for one Mark in one class	137	500.00	274	1,000.00		
Conducting a simultaneous search for one mark in each additional class	137	500.00	137	500.00		
<b>Charges from Filing to Registration</b>						
Filing an application for one Mark in one class	274	1,000.00	} From filing to registration			
Objecting to Ministry's Conditions	1,370	5,000.00				
Minimum publication fees	466	1,700.00				
Registration fees	2,740	10,000.00				
Disbursements	-	-			82	300.00
Foreign Ministry stamp fees for the Power of Attorney	548	2,000.00				
Ministry of Justice stamp fees	14	50.00	-	-		
<b>Opposition Charges</b>						
Preparation of documents, collecting evidences, drafting and Submitting Memorandum of Opposition and advising throughout	2,740	10,000.00	2,740	10,000.00		
Defending an opposition filed against an application already on our records			2,192	8,000.00		
Hearing fees	137	500.00		Time Spent		
Decision by Trademarks Section	137	500.00		Time Spent		
Appeal before Trademarks Committee	2,740	10,000.00	1,370	5,000.00		
<b>Assignment Charges</b>						
Assignment of one registered mark in one class	466	1,700.00	} 575	2,100.00		
Disbursements	-	-			82	300.00
Minimum publication fees	466	1,700.00				
<b>Renewal</b>						
Renewal application fees	274	1,000.00				
Late Renewal application fees (during 3 months after expiry)	548	2,000.00	575	2,100.00		
Renewal Registration fees	2,740	10,000.00				
Disbursements	-	-	82	300.00		
Publication fees	466	1,700.00				
<b>Change of Name/Address</b>						
Application for recording a Change of Name for one mark in one class	411	1,500.00	411	1,500.00		
Application for recording a Change of Address for one mark in one class	411	1,500.00	411	1,500.00		
Application for recording a Change of Name and Address simultaneously for one mark in one class	548	2,000.00	411	1,500.00		
Disbursements	-	-	82	300.00		
<b>Change of a registered Trademark/List of Goods</b>						
Application for recording a change of a registered Trademark (including publication fees)	603	2,200	411	1,500.00		
Application for recording addition of goods of a registered Trademark (including publication fees)	603	2,200	411	1,500.00		
Application for recording complete change in list of goods of a registered Trademark (including	740	2,700	411	1,500.00		
Disbursements	-	-	82	300.00		
<b>Miscellaneous</b>						
Verifying status of one trademark application/ registration	-	-	219	800.00		
<i>Note: extra fees per mark are payable to a maximum of</i>	-	-	548	2,000.00		
Translation from English to Arabic and vice versa (per page)	-	-	36	130.00		
Certified copy of UAE registration	55	200.00	219	800.00		
*These charges do not include drafting documents e.g. assignment documents, nor do they cover special advices if outside the scope of the above.						
* Please note that the official fees and service charges are payable in advance.						
* Currency Conversion Rate: 1 USD = 3.65 AED						
<i>Al Tamimi &amp; Company</i>						

[特許庁委託事業]  
アラブ首長国連邦における  
商標権取得・行使に関する制度概要調査

2016年6月 発行  
2018年5月 一部修正

[作成協力]  
Al Tamimi & Company 法律事務所

[発行・編集]  
独立行政法人 日本貿易振興機構  
ドバイ事務所  
知的財産権部  
TEL: +971-4-3880-601  
FAX: +971-4-3880-646  
E-Mail: dubai\_ipr@jetro.go.jp

本報告書は、日本貿易振興機構が2016年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。